



ほうかつだより

令和4年秋号



地域包括支援センターは高齢者の権利擁護や虐待防止といったことにもたずさわっています

▶今回は権利擁護業務である「成年後見制度」を簡単に紹介します！◀

成年後見制度とは…認知症・知的障がい・精神障がい・発達障がい等によって物事を判断する能力が”できなくなる前”、もしくは”できなくなってきた”方について、その権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

判断能力ができなくなる前に…



任意後見制度

認知症や障がいなどで、**将来**自身の判断能力が不十分となった後に、本人に代わってしてもらいたいことを**備えるための制度**です。

ひとりで決められるうちに、自己の生活、財産管理や介護サービス契約といった事務の全部または一部を信頼できる方に依頼し、引き受けてもらうための契約（任意後見契約）を結びます。

任意後見契約は、公証人が作成する公正証書にて結ぶ必要があります。

判断能力ができなくなってきた…



法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

ご本人の不安に応じて「**補助**」「**保佐**」「**後見**」の3つの制度が用意されています。

任意後見との一番の違いは、後見人の指定が自分ではできないことです。（候補者希望は出せますが選任される保証はありません。）

例えばこんなことになったら…



家にあるのを忘れて同じものを買ってしまうことが増えた。一人暮らしを続けられるのか自分では判断できない。

▶成年後見人が相談ののってくれた。
▶サポートを受けながら今までどおり自分の家で生活が続けられるようになった。

悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきたので心配だ。



▶たとえ、だまされて契約してしまっても成年後見人がその契約を取り消してくれる。

認知症になったときに誰が支えてくれるのか不安だ。



▶息子が任意後見人になってくれた。息子がサポートしてくれることになったので心強い。





ずばり!

成年後見人はどんなことをするのですか?

判断能力が不十分になった人が安心して暮らせるように、**本人に代わって**、預貯金や不動産の管理をしたり、契約やサービスなどの締結・取り消しなどをしたりするのが、成年後見人です



財産管理

本人の財産について適切に管理をする役割を担います。具体的なものとしては次のようなものが挙げられます。

- ▷ 預貯金および現金の入金や出金を管理
- ▷ 不動産や車など資産の管理や処分
- ▷ 税金の申告と納税
- ▷ 年金の申請や受取
- ▷ 遺産分割協議への参加
- ▷ 契約の締結および取り消し など



身上監護

本人の生活上の安全や健康を守るために、身上監護の役割を果たします。身上監護をおこなうために、具体的には次のようなことをします。

- ▷ 病院での手続きや支払い
- ▷ 医療や福祉サービスについての契約や手続き
- ▷ 住居の手続きや支払い、契約
- ▷ 介護保険の認定申請
- ▷ 郵便物の管理 など



職務内容の報告

「財産管理」と「身上監護」について適切におこなっていることを明らかにするために、家庭裁判所に対して報告する役割も担います。



成年後見人にはできないこと

- ▷ 後見人本人による直接的な介護・食事の世話
- ▷ 身元保証人や身元引受人
- ▷ 医療行為の同意 など



申し立ては本人の居住地を管轄する家庭裁判所にする必要があります。

申し立てができるのは本人・配偶者・四親等内の親族です。その他、市区町村長が申し立てることもできます。

※四親等内の親族 ●親・祖父母・子・孫・ひ孫 ●兄弟姉妹・甥・姪 ●おじ・おば・いとこ ●配偶者の親・子・兄弟姉妹

高齢者の成年後見制度の利用や申し立てについてのご相談は地域包括支援センターまたは家庭裁判所にお問い合わせください。



柳川市地域包括支援センター
 〒832-8555
 柳川市三橋町正行431番地 三橋庁舎内1階 ⑤番窓口
 0944-75-6321

